

## 2. 都市計画事業承認の内容

---

## 2. 都市計画事業承認の内容

---

### ■都市計画事業承認とは

- 都市計画事業承認とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、できるだけ迅速かつ円滑な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣または都道府県知事からの承認を受け、事業を施行する手続きです。
- 都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、国土交通省が事業を施行することの承認を受けたものです。
- 都市計画事業承認の告示後は、都市計画法に基づく効果・制限が発生します。
- 都市計画事業承認の告示に伴い土地収用法が適用されます。

## 2. 都市計画事業承認の内容

### ■ 都市計画事業の対象路線

都市計画事業の種類及び名称	区 間	延 長
<a href="#">矢板都市計画道路事業3・3・5号宇都宮陸羽線(矢板拡幅)</a>	起点：矢板市片岡 <small>かたおか</small> 終点：矢板市針生 <small>はりう</small>	6.5km



- 矢板拡幅の都市計画事業承認は「矢板市都市計画道路事業3・3・5号宇都宮陸羽線(矢板拡幅)」という名称で手続きを行っています。
- 事業を進めるにあたり、土地収用法が適用される区間と土地収用法の適用が保留される区間があります。
- 土地収用法が適用される区間は、図面中の赤字で示した区間(矢板市片岡字沢橋～矢板市片岡字向和田)です。
- 土地収用法の適用が保留される区間は、図面中の黒字で示した部分(矢板市片岡字向和田～矢板市針生字境峰まで)です。
- 矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線(矢板拡幅)に関する土地の範囲を示した図面は矢板市役所2階建設経済部都市整備課にて閲覧できます。

## 2. 都市計画事業承認の内容

### ■都市計画法上の制限等について

都市計画法上の制限等は、以下のものがあります。

#### **(1) 建築等の制限（65条）**

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、矢板市長の許可が必要となります。

#### **(2) 土地建物等の先買い（67条）**

施行者公告の日の翌日から10日を経過した日※以後は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります。届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。 ※令和2年6月13日

#### **(3) 土地の買取請求（68条）**

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

○様式等は宇都宮国道事務所にお問い合わせいただくか、下記当事務所HPをご確認下さい。

URL⇒[www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya00549.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/utunomiya00549.html)

事務所HP⇒お知らせ一覧⇒2020年5月29日国道4号矢板拡幅(矢板市片岡～矢板市針生)の都市計画事業承認について掲載しました。⇒都市計画事業承認